令 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備の 案参照条文 ための 長期優良 住宅の普及の促 進 に関する法律等の 部 を改正する法律の施 行期 日 を定める政

○住宅の質の向上及び円滑 律第四十八号) な取引環境の整備の ため の長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の 部を改正する法律 (令和三年五月二十八日法

## 附則

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。(一条) この法律は、公布の日から 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当

一 附則第五条の規定 公布の日

- に附則第三条、第四条、第七条及び第八条の規定 住宅」を「新築住宅等」に改める部分に限る。)、同法第五章の章名の改正規定及び同法第三十三条第一項の改正規定を除く。)の規定並び同法第百一条第一項第一号の改正規定を除く。)及び第五条(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の目次の改正規定(「新築 第三条(住宅の品質確保の促進等に関する法律 中の目次の 令和三年九月三十日 改正規定、 同法第六条の次に一条を加える改正規定、同法第十四条の改正規定及び
- 第二条、第四条及び第五条(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の目次の改正規定(「新築住宅」を「新築住宅等」に改め(令和二年法律第六十二号)の施行の日又はこの法律の施行の日(次条において「施行日」という。)のいずれか遅い日附則第九条の規定(マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律
- 部分に限る。)、同法第五章の章名の改正規定及び同法第三十三条第 えない範囲内に おいて政令で定める日 一項の改正規定に限る。 <u></u>の 規定 公布の日から起算して一年六月を